

議員提出議案第3号

公立小中学校における学校給食の無償化を求める意見書を提出するため本案
を提出する。

令和7年3月19日

提出者 飯塚市議会議員 小幡俊之

賛成者 飯塚市議会議員 赤尾嘉則
〃 奥山亮一
〃 藤間隆太
〃 田中武春
〃 川上直喜
〃 吉田健一
〃 城丸秀高
〃 金子加代

公立小中学校における学校給食の無償化を求める意見書（案）

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることに加えて、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができるものとして、重要な位置付けを与えられています。

その重要性にもかかわらず、多くの場合、学校給食費は保護者負担となっています。保護者が負担する年間の平均給食費は、文部科学省の調査(2023年5月)によると公立小学校で約5万2000円、公立中学校で約5万9000円となり、昨今の物価高の影響も受け負担は増加しています。一部自治体では無償化が進んでいるものの、地域による格差は残されたままです。

生まれ育った地域にかかわらず、公立小中学校に通うすべての子どもたちが、日本全国どこでも無償で、安心して安全な給食を食べられるよう、国による一律の支援を通じて学校給食を無償化すべきです。

よって、国会及び政府に対し、以下の施策を実施することを強く求めます。

記

- 1 すべての子どもが安心して安全な給食を食べられる環境を実現するために、国による一律の支援を通じて、日本全国の公立小中学校における給食を無償化すること。
- 2 給食未実施の自治体、学校においても、すべての子どもの食の安心を確保するという観点から、採り得る施策のあり方について速やかに検討を行うこと。
- 3 国立小中学校、私立小中学校における給食の実施状況について早急に実態調査を行い、保護者負担の適切な軽減のための施策について速やかに検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第4号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書を提出するため本案
を提出する。

令和7年3月19日

提出者 飯塚市議会議員 小幡俊之

賛成者 飯塚市議会議員 赤尾嘉則

〃 奥山亮一

〃 藤間隆太

〃 田中武春

〃 川上直喜

〃 吉田健一

〃 城丸秀高

〃 金子加代

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって国及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第5号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を提出するため本案を提出する。

令和7年3月19日

提 出 者 飯塚市議会議員 田 中 武 春

賛 成 者 飯塚市議会議員 奥 山 亮 一

〃 藤 間 隆 太

〃 川 上 直 喜

〃 城 丸 秀 高

〃 金 子 加 代

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず（政府答弁）、1996 年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正を答申してから 29 年が経過しても、いまだ法改正の見通しは立っていません。

最高裁判所は、2015 年 12 月の判決に続き、2021 年 6 月の決定で、選択的夫婦別姓を含めた制度のあり方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」というべきである」と判示しました。最高裁が二度にわたり、国会での議論を求めていることを重く受け止めなければなりません。

結婚するときに夫婦の名字を同じにするか、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称するかを選ぶことができる「選択的夫婦別姓制度」の導入について、認めてよいと考える人が増えています。

2024 年に公表された NHK の調査によれば、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成と答えた割合は約 6 割に上り、社会経済情勢の変化に伴い国民の意識や価値観は確実に変化しています。

婚姻で改姓する 95%が女性という現状は、女性の活躍を阻んでいます。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、夫婦別姓が認められないために結婚を諦める例、旧姓の通称使用では海外で通用しないことや銀行口座が作れない場合があるなど、様々な不利益を被っている人が一定数いることも事実です。家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。こうした状況に鑑み、選択的夫婦別姓を実現することは、国会及び政府の責務です。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度を導入するための民法の改正を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 6 号

高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げ中止を求める意見書を提出する
ため本案を提出する。

令和 7 年 3 月 19 日

提 出 者 飯塚市議会議員 川 上 直 喜

賛 成 者 飯塚市議会議員 赤 尾 嘉 則

〃 田 中 武 春

〃 吉 田 健 一

〃 城 丸 秀 高

〃 小 蟠 俊 之

〃 金 子 加 代

高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げ中止を求める意見書（案）

高額療養費制度は、重篤な疾患で高額な医療費が必要な際に、患者の負担を抑制するために年齢や年収に応じて、ひと月あたりの医療費の自己負担に上限を設けているものです。

この自己負担の上限を全世代を対象に 2025 年 8 月から段階的に引き上げる措置について、石破茂首相は 3 月に入って 8 月実施は見送るとしましたが、2026 年度以降の制度のあり方について今秋までに再検討すると表明しています。

厚生労働省は当初、財政影響として給付費 5330 億円減、国負担 1120 億円減との推計値を示しています。また、医療費の増減効果として 2270 億円減を示し、高額療養費の引き上げが家計や受療行動等に与える影響については、今後検討していくとしていました。

しかしながら、当初の措置による患者の負担増は 3060 億円と見込まれ、国民にとっては命に関わるものです。全国保険医団体連合会は 2 月の緊急記者会見において、「子どもをもつがん患者対象の影響調査」のまとめとして「4 割が「治療中断」、6 割が「治療回数減」を考えると回答」と報告しました。

よって飯塚市議会は、国会及び政府に対し、高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げを中止するよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。